

## 福沢諭吉とA・d・トクヴィル

### 『アメリカのデモクラシー』（二・完）

安西敏三

- 一 はじめに
- 二 「政府の政」と「人民の政」―「民権」の基底―
- 三 「政権」と「治権」―トクヴィル問題（1）―
- 四 「天稟の愛国心」と「推考の愛国心」―トクヴィル問題（2）―（以上前号）
- 五 西南戦争と『アメリカのデモクラシー』―トクヴィル問題（3）―（以下本号）
  - 1 「覚書」と『アメリカのデモクラシー』
  - 2 トクヴィルとギゾー、ミル、それにバジヨット
  - 3 旧体制と革命―中津と薩摩、そしてニュー・イングランド―
  - 6 おわりに―その後の『アメリカのデモクラシー』―

## 五 西南戦争と『アメリカのデモクラシー』——トクヴィル問題(3)——

## 1 「覚書」と『アメリカのデモクラシー』

さて福沢は『分権論』を著すにあたって小幡篤次郎抄訳の『アメリカのデモクラシー』<sup>(1)</sup>を引用参照したのであるが、福沢が『アメリカのデモクラシー』のヘンリー・リーヴ英訳本 (*The Republic of the United States of America and its Political Institutions, Reviewed and Examined by Alexis de Tocqueville, Member of the Institute of France, and of the Chamber of Deputies, etc., etc. Translated by Henry Reeves[sic], esu. with an Original Preface and Notes by C. Spencer, Counsellor at Law, Two Volumes in One, New York: A. S. Barnes, 1873*) 第一巻を様々なノートをしながら通読したのは明治十年、すなわち一八七七年六月二十四日より七月二十五日に至る正に一ヶ月の間であった(六・四)。ただし第一巻の序論及び第二巻の第十章までの読書時期は明確ではないが、読んだ形跡を福沢手沢本に認めることができる。時代は明治維新以降、特に明治六年の政変以後の最大規模の国内騒乱、正に西南戦争と呼ばれる内乱が起きている非常事態の時期である。既にふれたように福沢がトクヴィルのアメリカ大統領制下の官僚とヨーロッパ立憲君主制下のそれとの比較を試みながら記した「在役の士族と非役の士族との喧嘩」(七六七八・三)が文字通り最高度に緊張爆発している時であり、その問題の解決策を福沢が模索している時期でもある。

そこには旧体制が崩壊し、士族の存在理由がなくなり、路頭に迷っている旧特権身分の二極化、すなわち薩長土肥の中でも官吏となった一部有力士族とそうでない士族との対立の激化、あるいは政治上隷属身分であった平民の政治分野への台頭という時代背景があるのであった。「従来士族の専有に属したる政治上一切の文職の如きも

漸く他の種族の蚕食する所と為り、遂に文武共に其の職業の全部を失はんとするの有様に陥りたり」（⑨）一七二との状況となつていたのである。そうして福沢が解決策として提示したのが先に見たような士族の非政治的世界への進出の奨励、そうでなくとも「治権」の士族への付与であつた。

福沢はそうした国内騒乱に対して当然、無関心ではいられず、この内乱の推移を「覚書」として次のように記す。即ち「明治十年薩摩の乱は一月卅一日二月一日の比より少しづつ、催して、薩兵の打て出たるは二月十八日なり。最初薩肥国境の辺にて肥後鎮台の分兵敗走して、二月二十二日より台兵は肥後の熊本城に籠り、官の援兵は本城の東北五、七里高瀬植木など云ふ処まで進たれども、城兵と相通ずるを得ず。二月二十三、四日より三月二十日まで、日に電報あれども、少しも事実を知る可らず。東京の諸新聞屋は、当時警視局と云ふ内務省の別役所にて、一々雑報の草案を改め、局の許可を経て後に紙に記するの法なり。（二頭書）局は鍛冶橋内に在り。）日々の新聞に、官兵利あり官兵賊壘を抜たり云々とありて、勝敗の全局は今日まで官軍の勝利とも思はれず。就中一奇談は、両三日前より（三月十二日ころと云ふ）熊本落城と云ふ評判ありて、今朝の新聞紙アケボノに少し落城の想像を記せり。又東京日々新聞なるものは役人共と少しく縁ある様子にて、常に政府の都合よき様に書く癖あるが、其日々新聞今朝の説に、熊本も馬鹿らしく永く籠城するには及ばずなどと、少しにげ口上あり。左すれば熊本も真に落城か、或は誰の風聞か、何れにも事実は少しも分からず。狭き日本に郵便も電信もある其中に、数千人の籠れる一大城が落ちたか落ちぬか、一週日の間も真偽不分明とは、奇も亦甚しと云ふ可し。今日の有様にては仮令ひ政府より熊本の籠城慥なりと布告するも、人民は信するものなし。政府の事を秘するは、ごへいかつぎが死四志芝の字を嫌ふが如し。一昨年明治八年六月廿八日新聞条例讒謗律なる法を設けて、徒に官の名望を失したり。即ち此度の秘事も其魂の在る所は同様なり。併し此魂は今の役人に限らず、日本の政府に固有のものなれ

ば、人民自治の氣象を生ずるまでは政治上に望なし。筆を闇して当世を論ずること勿れ。正に是れ小児の一乾坤のみ。明治十年三月二十日午前記して老後の備考と為す」。そして頭書きとして「其後聞けば落城とは嘘にて、四月八日城内より一大隊打て出で、四月十五日八代の方より黒田良助の兵城に入り、始て内外の連絡を致したり。実に奇談と云ふ可し」(⑦六七三―七四)。

ここで重要なのは政府による報道規制を批判して、尚かつ「日本政府の固有のもの」としてその秘密主義を指摘し、それ故に情報公開が自由にして出版の規制も解かれることが「人民自治の氣象を生ずる」を待つて始めて可能であり、それではなければ「政治上に望みなし」と福沢が断定していることである。正確な情報が入手できないでいる苛立たしさに福沢が陥っていることは言うまでもないが、その後の情報によって城内の兵と黒田清隆と黒田良助(了介)が熊本城に入城して連絡がとれ、これを福沢は「実に奇談」としたのであった。錯綜する情報に振り回されながらも「人民自治の氣象」に賭けている福沢の姿が浮かぶであろう。後に福沢がトクヴィルの恐らくは序文を読みながら、交通手段の進展による一様の文明化を待つて始めて代議政が可能であるとして、情報手段の普遍的普及の意味について次のように述べているのは、その意味で興味深い。「開化の度一様ならざれば代議政を施す可らず。道路橋梁鉄道電信郵便の必要なる所以なり。薩摩の乱も余が先年の考の如く、東京より鹿児島に一線の鉄道を通じたらば、事なくして済みしことならん」(⑦六八〇)。これはトクヴィルのいう知力が社会的な力となる一つの応用であり、文芸が文明の進展や知識の進歩と共にその支配領域を広め、すべての人に開かれた武器庫となつて貧富如何を問わず武器となることを述べ、印刷術の知的糧の平等な配分、郵便制度の公平な知識の光の運搬といった言説への着眼(一)、(二)、(三)を通して確信したものであろう。あるいはまたトクヴィルデモクラシー論が公的精神によつた自治能力を持つ独立と權威を有したニュー・イングランドの市町村に触れ

(㉔)、尚かつ多数者の専制について論じていることに福沢が着眼している(㉕)以上、またミル『自由論』に描かれている統治者の利益と意思とが被治者のそれと一致している状況から「自治」なり「人民の人民自身に対する権力」が真相を表しているのではなく、実は人民の最多数の一部分または最も活動的な部分が人民を代表しているのであって、それが多数者の専制と化す点<sup>(2)</sup>を福沢が読んで以上、それは地域差を考慮するにせよ、文明化された国民が前提となることを福沢は改めて認識したのである。

さらに「敵を憎むは本色なり。其の叶はざるを知らばまた随つて之に依す。是れ人情の常なり。今の士族が民権を唱るも謂れなきに非ず。如何なる頑固士族、封建党の極度と称する者にも、遂には我輩に降参するに相違なし。唯政府の俗吏が出版新聞の法などを作て一時の停滞を致すのみ。薩摩の乱の如きも之を三、四年の前に注意して自由自在に擾攪すれば、余輩一本の筆を以て幾万の兵を未然に防ぐ可き筈なりき。俗吏の為す禍も随分大なるものなり」(⑦六八〇)と記して、「出版は啻に政府私有の器械に非ず、民情風俗に関係して力を及ぼすこと最も広く、全国の盛衰も、此一事に由てとす可きものなり」という問題意識で訳した小幡篤次郎の『上木自由論』を通じて、福沢は出版の自由の持つ意味を確信し、新聞をも含めた出版の力が騒動を静めることを確認している(㉖)。さらに福沢はその点を確信して記す。「著書新聞演説の本趣意は、世人一般政府までをも我説に導入る、に在り。之を敵視するは器量の小なる者のみ。議論を以て戦ふ斗りは益もなきことなり。何等の説を立てるも何等の方便を用いるも、相手の者を我方に引入れさへすれば之を勝利と云ふ可し。この考えに従へば、都て文章言語はグードセンスを用る方、便利なるに似たれども、人心騒憂其方向の未だ覚束なき者を兎に角に我味方にせんとするには、仮にバッドセンスに従ふ可し。一時の権道なり」(⑦六八一)。これもトクヴィルの出版の自由の箇所を福沢が着眼し(㉗)、福沢なりに要約したものであるが、興味深いのは福沢の見解として「権道」を

首肯していることである。嘗て『学問のすゝめ』において出版条例が必ずしも厳しいものでもないのに、新聞の紙面が政府の忌諱に触れることは載せないで、政府に一豪の美事があれば、實際以上に大げさに褒め称え、「恰も娼妓の客に媚びるが如し」と論じた福沢である（③五二）。一本の筆で騒乱を抑えるためには一時的なマキアペリズムも許されるという訳である。

確かに福沢の見るところ、人民は薩摩の動乱について傍観を決め込み、何れにも左袒せず、これは「民情冷にして水の如し」ではあった。しかし傍観しながらも「薩の敗を聞いて力を落とす者あるが如し」の状況であり、これは福沢にとって「怪しからぬこと」でもあった。即ち福沢の見るところ、人民が政府に信頼を置かないのは、第一に禄制によって華士族を敵に回し、第二に新聞条例によって知識人層を敵に回し、そして第三に地租改正によって農民を敵に回したことによる。従って「満天下政府の味方なる者」がいなくなったのである。それ故に「今の政府の依頼する所のものは唯七千万円の歳入のみ」との現状であった。人心の向背これ極まる状況であったのである。従って人民の不平の性質の公私を問わずして挙げて皆その要因を政府に帰し、「政府は恰も不平の府なるが如し」となったのである。人民が傍観しながらも薩摩に加担する所以である。つまるところ福沢に言わせれば「人民の愚にして政府の拙なるに由て致す所なり」であった。そうして福沢は政府が勝利するにせよ薩摩が勝利するにせよ、道徳の為にも、天皇の一身の為にも、華士族農商の為にも、経済の為にも、利害上いずれをも関係があると断ずる。唯政府が勝利した場合は武力で政府を転覆することが容易くないことを知らしめ、その意味ではその慣習を残すことはなく、外国に対して「国の体裁」を失うことはないとの一事のみであって、これとて格別の利となる訳ではない。重要なのは人的財的損失に加えて、士族の氣力を喪失させ、政府の専制の慣習を培い、文明への道を遅々たるものにする余害こそなのである（②一六六）。

そうして福沢は華士族をも含めた「人民自治の氣象」を考察すべく、改めてトクヴィルを想起し、それまでの単なる抄訳ないし議論を通してのみならず、トクヴィルデモクラシー論を精読する決意を持ったと思われる。この時、福沢はスペンサー『第一原理』を精読中でもあったが、トクヴィル『アメリカのデモクラシー』を読む決意を新たにしたのである。新たにしたのは既に触れた如く盟友とも言うべき小幡篤次郎の手に成る出版の自由の箇所が邦訳出版されていたからである。むしろその場合も「事物の改革は、あらゆる可らずの方法を求て之を實地に施すことなり。あらゆる可らずの法を施すには、先づ其既にある有様を知ること緊要なり。日本を改革せんには、従来日本は如何なるものにて今は如何なるやと、其ありの儘の有様を詳にして、今後は斯の如くあらざる可らずとて、或は西洋の風俗方法を採用するも可なり。然るに日本の事をば夢にも知らず、出し抜けに西洋流を持込まんとするは、事物の有様を吟味せずして、あらゆる可らずの法を施す者なり。考に順序なしと云ふ可し。今の洋学者の世に裨益なくして往々害を為すは之が為なり」（⑦六七五）と記している如く、どこまでも日本の過去と現在の事実関係を踏まえた上での思索と提言でなければならなかった。直輸入学はむしろ福沢にあっては害をなすものであったのである。そうして福沢はさらにトクヴィルを読みながら旧体制の政治社会状態の解明を、西南戦争を念頭に置きつつ分析する。そしてその思考過程を窺う上で貴重な資料が「覚書」である。

「覚書」は明治八年、即ち一八七五年九月から十一年、即ち一八七八年五月頃までの三年間の時代を見据えての福沢の読書ノートや思索を綴ったものであり、後、十四年十月二十四日の『地方凡例録』の読書メモを加えておいたものである（⑦六五七、六八七―八八）<sup>4</sup>。福沢が畢生の名著『文明論之概略』を執筆し終え、引き続き同時代にあって大著とされたスペンサー『社会学研究』、同『第一原理』、さらにトクヴィル『アメリカのデモクラシー』などの書を読みつつノートをとったものが「覚書」である。またJ・S・ミル『功利主義』(Utilitarianism、

1875)も同時期に精読しているが、福沢の手になる本自体への詳細な書き込みノートがあるがためか、スペンサーやトクヴィルの読後感の如く「覚書」に改めて記さなかったと思われる。トクヴィルの読後感と思われるノトは岩波版全集第七巻の六七八頁から始まって六八六頁に至る九頁余りに亘るものであって、その全てではないが多くがトクヴィルとの関連で思索しているメモ書である。福沢はスペンサー『第一原理』をミル『功利主義』読了後の二十日後の明治九年五月十日に読書を開始し、翌年の六月二十三日に読了し、翌日からトクヴィル『アメリカのデモクラシー』を読み始め、一ヶ月を費やして第一巻を読了したのである。そしてその読書の経緯が福沢の手沢本と「覚書」に示されている訳である。

そこで後に論ずる主題を除いて、「覚書」に見られるトクヴィルノートと手沢本との主要な関連項目を取り上げ、考証を試みてみよう。まず「立君の政が次第に共和に移るも尊王の形は尚存するものなり。英人が其国王の首を刎ね又これを他国に追出しながら、其子孫たる今の君主に腰を折て礼を為すは如何ん。又俄に共和政を變じて立君の体を為せば、其君には容易に権の付かぬものなり。少しく且那らしき趣を示すと、人民は直に之を評して傑<sup>け</sup>紂<sup>ちゆう</sup>だのシーザルだのとて、如何にも暴君の様<sup>よう</sup>に唱立つるを常とす。故に此俄出来の君も自から通人風を学び、やたらに臣下の家に行て飲食なぞする者多し。故参新参の考は容易に脱け兼るものなり」(⑦六七八)。これはトクヴィルがアメリカの大統領の地位とフランスの立憲君主のそれとの相違点について論じているところの福沢<sup>5</sup>の要約であつて、福沢手沢本には何らかのノートの痕跡が見られる箇所である(⑩)。トクヴィルは一方、君主政が共和政に姿を変えていくにしろ、その執行権は権力の実質を失つても長く君主政の称号、名譽、尊敬、さらに国王の財源さえ保持するのであつて、英国は国王の首を斬り、国王を追放した後にも、その後継者に跪いていると述べる。他方、共和国がたった一人の個人の支配下に置かれるとその權威は至高のものではないかのごとく、



主権者の行状は簡素で控えめであると論じ、そして皇帝が市民の生命や財産をほしのままに統制するとき、通常皇帝たちは巷でカエサルと呼ばれので、彼等皇帝たちは気軽に友人たちの家で夕食を共にする習慣を持ったのである、とトクヴィルは述べる。それ故にトクヴィルはうわべの奥を見る必要があると主張するのである。

福沢のいう「旦那らしき趣」は皇帝の独裁的権力行使を指し、したがって福沢はカエサルに加えるに傑紳という中国古代の悪逆な君主の代表名を加えたのである。そうならないために「通人風」、すなわち人情の機微に通じることを学び、「臣下」たる友人の宅へ赴くというのである。トクヴィルが物事の奥を知れといているのに対して、福沢は古参新参に対する考えかたの変らないことの例としてここで挙げていることが分かる。しかし福沢はトクヴィルの奥をみることの指摘に対しては「公議輿論富貴を重ぜざれば、富貴者は却て富貴の外見を憚て之を匿すものなり。皇居の盛を見て天子の尊を知るはプリンシプルに乏しき徴なり」（⑦六八〇）と記し、外見の奥を見るプリンシプルが必要であることを認識しているのであって、このノートはそのことを示していよう。

また福沢が「専制の政は人民の富有を奪ふに非ず。其富有をばよく保護すれども、富有を致すの方便を妨るものなり。自由の政は民費多きを常とす。されども人民の富有を致すを妨げざるが故に、民費租税の苛きは之を憂るに足らず。自由政の風を以て民費を課し、専制の精神を以て人民の業を妨ぐ。之を無下の悪政府と云ふ」（⑦六八一）。これはトクヴィルのアメリカ民主政の下における公租についての箇所的要約にして感想である（論）。福沢のいう「専制の政」は「絶対君主政」（an absolute monarchy）のことであり「自由の政」は「民主共和政」（a democratic republic）のことである。トクヴィルによれば自由（freedom）はそれが滅殺する以上の利益をもたらすので、自由な制度（free institutions）では資産が租税よりも増大するのである。福沢にとつて「無下の悪政府」は富を生み出すものを妨げる「専制の政」即ち絶対君主政であった。

引き続き福沢はトクヴィルが国民を富裕層、中間層、貧困層に分け、それぞれが立法にあたる場合を想定して、それぞれの甲乙を論じているところに着眼して(註)ノートをとっている。トクヴィルは次のように考える。すなわち富裕層が立法にあたる場合は、公金の節約に関して無頓着であり、租税の負担も余剰を取られるのみでたいした影響はない。中産階級が立法にあたるならば、重税を課しないであろう。僅かな財産に重税は真つ平だからである。貧困層が立法にあたれば、公租が減少するどころか増大する。何故ならば、第一に課税しうる財産を持つていないので、社会上費消される金銭は利益になつても損失はない。第二に僅かな財産を持つものは金持ちには負担を、貧乏人には恩典がもたらされる税制を容易に見するからである。むしろ公的費用の大幅な節減は望むべくもないが、民主政 (the government of democracy) では課税に賛成投票をするものは納税義務を免れるからである。そしてトクヴィルにとつて中産階級による政府 (the government of the middle class) が自由な政府 (free government) の中で、最も開明的、最も寛大とまでは言わないが最も経済的 (economical) であるといふ。福沢はそこを「富人」「貧人」「農民」に区分して感想を綴っているが、もとより中産階級については省略されている。曰く「国の政権富人の手に在れば公財を費すこと多し。税を課するも富人の身に於ては甚しき難澁を覚へざればなり。又其権貧人の手に在るときも公費多し。国内に税を課するときは貧人は産なくして税を免かれ、或は貧人に便にして富人に不便なる税法を設ればなり。日本の農民は産を有して智力を有せず。故に今書生の代議政を作らば、税は益々重くなりて百姓は困ることならん。或は農民に智力を生じて国権を握るに至らば、第一に減税の説行はれて政府の立行きは出来ざる可し」(⑦六八一—八二)。福沢はトクヴィルの云う富裕層と貧困層が立法権 (the legislative power) をとつた場合の例を挙げ、中産階級ではないがさりとて貧困層ともいえない日本の農民層について考察しているのである。「書生」の代議政となればトクヴィルのいう民主主義の政府となる。

彼ら「書生」は課税に賛成投票をする納税義務免除者であるが故に産のある農民に税負担を押しつけることになる。あるいは産ある農民に知力が備わって「国権」(the legislative authority)を掌握させれば、中産階級よろしく重税を課さないであろう。そこはしかしトクヴィルの如く経済的といわなくて、政府の存立が危ぶまれると福沢は考えているのである。そうして福沢はアメリカにおける租税について具体的知識を求め、トクヴィルが脚注で記したペンシルベニア州の十三の郡の一八三〇年度予算についての箇所サイドラインを引き、「ペンシルベニア税の割合」とメモをとった和紙を貼付するのであった(三)。

さて福沢は徳川時代が社会一般、即ち政治、学問、商業、工業、政府、家族、神社、寺院いずれをも「唯失はんことを恐れて得ることを勤めず。唯あるものに安んじて進むことなし。家を守るの子は社会上等の地位に在り。甚しきは勉めて其嫡子の愚を見て之を悦ぶ者あるに至れり」(傍点福沢・⑦六八二)と記しているが、これはトクヴィルが貴族制の支配する時は、為政者が自己満足し、政府の仕事を拡大しようと思わないで、正に改善を求めるよりは現状維持を心がけるものである、と指摘しているところを讀んでの回想であったと思われる。

また「商売の稽古は田舎の方却て便利なり。最初田舎に学て、後に都会に出るを良とす」とノートをとって、トクヴィルの「労働の大規模な分業ほど人間を物質化し、其の作品から魂の痕跡を奪いがちなものはない」の英語原文を付け加えている(⑦六八六)。これは職業転化が容易なアメリカの実情に比して、その反対の職業の分業化を描いたところへの着眼であり(四)、マックス・ヴェーバーの資本主義の精神の行き着く先、即ち「精神なき専門家、感性なき享楽人」を想起させるものでもある(五)。福沢とともにヴェーバーもこのトクヴィルの影響を受けていることを暗示させる。

また「伊勢大神宮のをかけ参り、支那西洋に類するものありや」(⑦六八六)はトクヴィルの独断的信仰につい

説  
て論じているところを読んでの感想であろう(五)。

論

## 2 トクヴィルとギゾー、ミル、それにバジヨット

さて愈々、主題に即しての福沢のトクヴィル読解をみるのであるが、その前に福沢が学んだ西洋思想家とトクヴィルとの関係を最小限述べておきたい。既に触れたように、福沢はトクヴィル通読以前に既にトクヴィル問題の一部を認識していた。それはトクヴィルの影響を受けた思想に福沢が『アメリカのデモクラシー』通読以前に接していたこと、及びトクヴィルに影響を与えた思想にやはり既に接していたこと、並びに学者仲間の議論においてトクヴィルの思想が取り上げられていた可能性が高いことにおいて確認できる。まずギゾーである。ギゾーは言うまでも無く福沢が『文明論之概略』を執筆するさい大いに参照したヘンリーの脚注を付した『ヨーロッパ文明史概説』英訳版 (*General History of Civilization in Europe from the Fall of the Roman Empire to the French Revolution* by M. Guizot, Professor of History in the Faculty of Literature at Paris, and Minister of Public Instruction, Ninth American, from the Second English Edition with Occasional Notes by C. S. Henry, D. D., Professor of Philosophy and History in the University of New York, New York: D. Appleton, 1870) の原著者である。既に述べたようにトクヴィルはギゾーのそれをも含むヨーロッパ文明史の概説や、引き続き行われたフランス文明の歴史の講義をヴェルサイユからオールド・ソルボンヌへほぼ三年間、週末に訪れ、聴講しており、ギゾー問題ではあるかもしれないけれども、既にトクヴィル問題を福沢は認識していた可能性があるのである。ただ本稿の主題に与つてのトクヴィルとギゾーとの決定的な相違の一つは、平等化するわち民主化と集権化が同時に進行しているか否かにおいて確認できるように思われる。ギゾーは平等化と集権化が同時進行しているとの説を採っているのに

対し、トクヴィルはアメリカ体験を経て、民主化すなわち平等化と分権化は矛盾することなく両立可能であると認識しているからである。すなわちギゾーは中世封建制からブルボン王朝の絶対主義を経てフランス革命に至る過程を自由探求の精神と共に描いており、そこに民主化と集権化の具体像を見ることが出来る。<sup>(12)</sup> 福沢は『文明論之概略』において、ギゾーを援用しつつ、明治維新過程を念頭において、日本文明の特質を分析しているが、確かに四民平等と廢藩置県はギゾーの視点を通せば、平等化と集権化ということになり、この政治過程が日本においても確認することが出来るであろう。しかしながらそれに伴う士族のエネルギーの鬱積をどのように解決するかがこの時、福沢にとって希求の問題であった。そうしてその転化の方策の一つが士族への「治権」の付与であった。そしてその最大のヒントを与えたのがトクヴィルであった。既に確認したように『分権論』でそれを援用して民主化状況における分権化を福沢は図るのであった。福沢にあつては地方自治は文明化ないし平等化と矛盾しないのである。否それどころかそれに政治の中央集権化が加われば、文明国として独立をまっとうできるのであった。

次にトクヴィル『アメリカのデモクラシー』の書評を通じて懇意になったJ・S・ミルがいる。福沢が読んだ可能性のあるミルの著作には『自由論』に始まって、『代議政体論』、『論説論考集』、『自伝』、『女性の隷従』、『功利主義論』、『経済学原理』、『経済学試論集』、それに『論理学体系』などがある。もちろんこれらに福沢がすべて目を通していかどうかは疑問である。けれどもトクヴィルの影響が濃厚に見られる『自由論』や『代議政体論』、それに『論説論考集』所収のトクヴィルの書評などは読んでいる可能性が高い。本稿との関連から言えば福沢がトクヴィル問題をミルのそれらの作品の中でも取り分け問題視したのは「多数者の専制」であり、これと関係する「個性の自由な発展」、あるいはかつての文明大国、中国の停滞論であつたと思われる。ミルがトクヴィルデモ

クラシー論第一卷第六章において論じている「多数者の専制」を『自由論』で展開する。あるいはギゾー文明史第四講で講じている「ヨーロッパ封建制における個性の問題」についてミルは『論説論考集』に収録されている「文明」を通して論じているが、福沢もまたそれを踏まえて議論をしていると思われる。

またミルの有名なW・v・フンボルトを援用しての「個性」の問題についても、ミルはフンボルトのみならずギゾーの影響を受けるが、それはまたトクヴィルの「多数者の専制」の議論をも踏まえたものであり、福沢もまたギゾーやトクヴィル、それにミルにも刺激されて議論を展開していよう。中村正直訳『自由之理』は明治十年に刊行されており、それは福沢がトクヴィルを読む以前のことであった。<sup>(13)</sup>

トクヴィルの中国文明停滞論については、先に触れた行政の中央集権化の問題とともに、原因を追究しようとならずに安住している点<sup>(14)</sup>、及び既に福沢は読んでいる、全てのもを一樣にしよとすることが中国人の理想となつていと描いたミル『自由論』の指摘<sup>(15)</sup>を受けて、福沢は恐らくは読んでいないが、トクヴィル『旧体制と革命』におけるフランス文明の中国化への道と文明の停滞化への契機へのミルの議論に覚醒させられていると思われる。<sup>(16)</sup> これらにはトクヴィルがその講義によって影響を受けたギゾーのヨーロッパ文明の特質としての多様性の問題、――福沢が「自主自由」の発生根拠として深く影響されたもの<sup>(4)</sup>（一三三―一三四）――との対比において奇しくも福沢とミル、それにトクヴィル三者が同一の視点を培っているといっても過言ではないであろう。もとよりトクヴィルがそれを問題にするにせよ、それはローマ帝国の衰亡要因としてギゾーが仏訳註解を付したE・ギボン『ローマ帝国衰亡史』からのヒントを得たもの<sup>(17)</sup>、あるいはモンテスキュー『ローマ人盛衰原因論』<sup>(18)</sup>にみられるアジア的専制主義の特徴としてのあらゆる政府における一致なるものの内には常に現実的分裂があるとの視点もあつたであろう。

いずれにしろギゾー文明史講義第四講とかトクヴィル・デモクラシー論第一卷十五、十六章はかなりミルに影響を与えており、それを福沢は読んでいたのである。むしろ福沢が文明論や学問のすすめで展開している「個人の気象」とか「独立の気力」といった個性論、ないしこれに通ずる個の問題は、福沢の父百助の「独立精神第一流」とか、あるいは幕末期に広く読まれている佐藤一斎の『言志四録』に見られる天に仕えることよって得ると思われる「独立自信」<sup>(20)</sup>、あるいは面目名誉に賭ける「武士の一分相立たず」<sup>(4)</sup>（五七四）などとともに、福沢は参照ないし考察しているであろう。

あと一人の思想家を挙げるならば、W・バジヨットを措いて外にない。バジヨットは『英国憲政論』の中でトクヴィルを「自治体信仰の開祖」ではあるが、トクヴィルの議論は自明であると批判して、トクヴィルを相対化している<sup>(21)</sup>のである。バジヨットは後に福沢が著す「帝室論」「尊王論」それに「国会の前途」などに影響を与えているのであるが、福沢はその有名な序文が載っている第二版を読んでいるのである。『英国憲政論』はミルの『代議政体論』を念頭において議論していることでも有名であるが、福沢は英国憲政がバジヨットのなるものであることを学び摂って英国憲政論ならぬ日本憲政論ともいうべきエッセーを著していく<sup>(23)</sup>ことになる。

### 3 旧体制と革命——中津と薩摩、そしてニュー・イングランド——

福沢が学んだ主要な西欧思想家について、トクヴィルとの関連において見たわけであるが、それではトクヴィルの福沢への影響をトクヴィルの第二の名著名ではないが、旧体制と革命という視点から考えてみよう。既に論じたように、福沢は盟友とも言うべき小幡篤次郎の邦訳を援用して『分権論』において「政権」と「治権」、及び「天稟の愛国心」と「推考の愛国心」の問題について議論していたのであったが、さらに『学問のすゝめ』にあ

る社会上の「規則、約束」(③九八)、あるいは「国権可分の説」に見られる「約束を守り、事を議するの習慣」(①九五三七)も、小幡訳から、あるいは小幡ないし明六社知識人との議論からきていると思われる。そうして福沢が改めてトクヴィルを精読するのは西南戦争の最中であって、とりわけニューイングランドを念頭におきつつ旧体制の政治社会状況について、自らの藩であった中津や、明治革命を担い、維新政府を支え、さらにそれに抵抗する主要な勢力であった薩摩について、久保之正の『論語道国章解』<sup>(25)</sup>をも参照にしながら、ノートをとり、そして「覚書」に改めて記し、思考を廻らしつつ、「歴史家の一助」として遺した「旧藩情」や西郷隆盛の追悼文ともいえる「丁丑公論」、それに福沢の友人である市来吉之助たる野村政明に宛てた「薩摩の友人某に与るの書」<sup>(26)</sup>を記し、比較分析するのであった。それでは福沢が試みた旧体制と革命について、中津と薩摩、それにトクヴィルの描いた新世界ニュー・イングランドについて検討してみよう。

まず「格式」は身分については如何なる状況であったであろうか。「旧藩情」に著されている旧体制下の中津十万石では、およそ百あったという(⑦二六五)。福沢に言わせれば「諸藩共に必ず大同小異に過ぎず」である故、福沢の認識にあつては他藩も多くは中津藩と同様であったであろう。ただ「薩摩の友人某に与るの書」では大体二十から三十であったと記しているから、その間、他藩の「格式」については修正している。江戸時代における「格式」は福沢によれば「恰も天然の定則」、すなわち自然の如き状況であった。しかし薩摩藩は七十三万石の大藩でありながら「格式」は十二しかないという。才力が無ければ家老職の「格式」を有する家に生まれても家老になることは不可能であった。家老職は「格式」無き普通の出自の武士からでも選抜可能であったのである。大藩でありながら薩摩藩は格式が簡易である。他藩では五万石ないし六万石でも二十から三十の「格式」があったけれども、薩摩藩は正に「格式」に拘束されることなく、それが僅かに十二しかない。それから他藩の藩主らが



分限論に蝶々していて、非常に喧しい。しかし薩摩ではそうではない（④五一二）。

次に「封建」について言うならば、門閥で世禄に頼っているのが中津藩、あるいは多くの他の藩である。しかも厳格な上下関係が支配していて、子供の世界に至るまで非常に窮屈である。大人から子供の世界まで門閥の念に拘束されているのが中津であり、多くの他藩であった。正に「門閥制度は親の敵でござる」状況である（⑦一）。「ところが薩摩藩ではどうであったか」と、ここでは禄の問題は「自分かせぎ」である。仕事に精を出し、それで財産を増やすことができる。福沢は『論語道国章解』を参照に供しながら述べる。それから楽市楽座ならぬ物品の売買が自由であった。「大家」は「一門大臣一所持」であるけれども、普通の武士は全て大体、平等である。言語の応対にも上下がない。中津藩の場合は「旧藩情」に記されているように非常に厳しい言葉使いの区別があったのであるけれども、薩摩藩ではそれが無い。それから衣服飲食にも差別がない。そうしたこともあって薩摩では旧体制下にあっても身分移動が可能であった。あるいは身分に拘束されず全体が粗野質朴の風習であった。薩摩は大藩でありながら服装について身分に拘束されていないのである。子供の付き合いをみても、中津と異なつて身分上区別されるような風習はない（④五一三—一四）。

郷士の扱いに於いても中津藩、及び他の藩ではこれを奴隷視していたが、薩摩にあつては郷士でも立身可能、即ち「立身の路は常に開いて之を妨げるものなし」であつて出世ができた（④五一四）。明治維新においてやはり有力な藩であつた土佐藩では一領具足の末裔ならぬ郷士の活躍が預かつて大であつたとされるけれども、それは征服王朝ともいえる山内家を頭首とする掛川衆に対する逆境意識によるとされてお<sup>27</sup>り、そこに薩摩藩におけるそれとは著しく異なる郷士の姿を見ることが出来る。福沢の視点はそれに比して郷士というものは薩摩にあつて他藩の如く奴隷視されておらず、これが維新革命にあつて薩摩が有力になつた一つの理由であるとしているので

ところで福沢諭吉の幼少時の先生であった白石常人は福岡藩の儒者である亀井南冥の流れを汲む学問の影響下にあると自伝で語っているが(⑦一二)、その南冥は荻生徂徠の学徒らしく封建制を武士土着論<sup>(28)</sup>という視点から高く評価しており、その具体的事例を薩摩藩において見ている。すなわち南冥はその『南遊紀行』において武士土着制ともいえる「農兵制度」が薩摩、具体的には「都城の制度」にはあると述べ、「余が喜び知るべき也」と、言わば封建制の理想的な国として薩摩藩を見ているといっても過言ではない。郷土は土着して農業に従事すると共に武士でもある地侍である。即ち別の表現でいえば屯田の法が行き届いているのであって、これはむしろ鎌倉封建制に近い。鎌倉封建制が江戸時代にあっても薩摩では生き延びているということである。南冥は薩摩藩の在り方をまさに荻生徂徠の学問の後継者を以て自ら任ずるのに相応しく、封建制の理想である周代の封建制の具現化した制度をそこにおいて見たと思われる。<sup>(29)</sup>むしろ福沢の場合、封建制は自伝にみられるように身分制を意味し、南冥の如く封土と把握するのではなく、門閥としてのそれであった(⑦一一、一九—二〇)。即ち封土封建制ではなく従土封建制を封建制と福沢はみなしているのである。

「縁組」についても、中津藩では格式制限があったけれども、薩摩藩ではそれが無い。「出役」にあっても同様であって中津では格式制限があるけれども、薩摩藩では上下貴賤が混同しており、その意味で格式による制限ないし区別はない。あるいは「文武道場」においても薩摩藩では中津藩と異なって年齢による区別があるのみである。従って「上国華美」、すなわち大藩の場合は普通、万事において「華美」であるけれども、大藩薩摩は正に「無礼無法社会」といっても過言ではない。「礼」も「法」もない社会であって、貴人応対の言葉使いも、土下座の仕様も、挨拶会釈の仕様も、下より上に対する法も、あるいは上より下に対する法も、薩摩藩にあってはいず

れも存在しない。それだけ薩摩は「自由」なのである。「自由の精神」が薩摩には、息づいていたということである（④五一四）。

「生殺与奪権」も、中津とか他藩では「藩主に忠誠」を尽くす。それから藩法のみを遵守する。ところが薩摩藩では、むろん藩法を守るけれども、「士族一般の公議輿論」、あるいは「仲間の申合せ」、さらには「気風の約束」に従う（④五一五）。福沢は『論語道国章解』を読みつつ、薩摩藩における法の有様を考察している訳である。

「気風の約束」とか「仲間の申合せ」を藩法と同様に重要視している、あるいはそれ以上の意味を薩摩では持っていた。これには成年武士を相手とする「与」とか青少年の武家子弟を相手とする「郷中」といった薩摩藩独特の教育体制の影響もあったであろう<sup>30</sup>。そうしてトクヴィルが習慣の方が法律よりも有力であるとの説を享けて（九・六）、「外人の雑居実に恐るべし」と記した「覚書」も福沢の念頭にはあったであろう（⑦六八六）。

このように福沢が薩摩藩を分析する一つの視点ないし基準は、中津藩との比較もさることながら、何よりもトクヴィルが『アメリカのデモクラシー』で描いたニュー・イングランドの政治社会の姿があった。トクヴィルはニュー・イングランドにあつては共同体の習俗の方が法律より厳しいと論じているが、薩摩における規範意識も正にそうなのである。福沢が薩摩の習俗を説明するにあつてはトクヴィルの議論があつたのである。「義務・栄辱」の問題にあつても、普通の藩では藩主に対して「義務」を持つ。あるいは「栄辱」は藩主から重宝されるか否かの一点に依拠するのであるが、薩摩藩にあつては藩主のみならず仲間、武士同士、あるいは「仲間の申合せ」などにおいても「義務」とか「栄辱」があるのである。こう福沢は指摘して、薩摩武士が強い要因も仲間意識があるからであると指摘する（④五一五—一六）。

明治維新で西郷隆盛や大久保利通が版籍奉還や廢藩置県を容易く断行しえたのは、薩摩藩の実情ないし歴史的

遺産があつたからであつて、薩摩に居るならばその改革は驚くに値しない。福沢は『論語道国章解』などを読みながらそのように考えていたと思われる。確かに薩摩藩にも「専制」があつた。しかしそれは島津家と藩士一般の問題、あるいは藩士社会や「仲間の約束」と島津家との関係である。薩摩藩士族相互間というものは「自由の精神」があり、しかもそれは「仲間の申合せの一体」である。「書面の約束」がないなら「言葉の約束」がある。「言葉の約束」がないならば「気質の約束」があるという訳である。その意味で縦軸を基本とする忠誠に加えて、否それ以上に意味を持ったのが横軸における「仲間」との「約束」、つまり社会契約ならぬ仲間同士の約束の存在であり、それを薩摩藩の特徴の一つと福沢は描いているのである。確かに薩摩藩は「日本普通専制の藩政に服従」しているけれども、「専制」の下にあつて「仲間の約束を守り仲間の榮辱を重んじて以て命を致したるのみ」である。だから薩摩藩の兵士は「自ら運転する器械」(the secret springs か)であつて(三)、西南戦争で西郷隆盛に従つたのも、西郷が「我輩仲間の手本として申し分なき人物」であるが故に、進退を共にしたのであつて、決して門閥身分の考え方から西郷に忠誠を尽くすべく従つた訳ではない。福沢は「薩摩の友人某に与るの書」でそのように述べ、郷士をも含めて薩摩武士は「自分かせぎ」に現れているように、自身の働きに依頼し約束を重視する、そういう独立の気風ニエートスの持ち主であると述べているのである(④五一四—一六)。

それから「自由の精神」や「仲間意識」がある薩摩を見れば、地方に「民会」を作り自治体を形成するにあつても、それが優れて役立つと福沢は考える。だから福沢はまず「治権」を薩摩において実践することを望むのであつた。これにはやはりトクヴィルのアメリカの中央—地方のあり方を念頭においていると思われる。すなわちまず地方議会あるいは地方政治が充実して初めて中央の政治も円滑に行く。すなわちアメリカ合衆国の政治では郡より前に自治体が、州より前に郡が、連邦より前に州がという具合に言わば下から上へという方向性を有し

ているのであって、その逆ではない(九)。しかもそこでは最も民主的形態が採用される可能性が大である。それは約束制による公的精神(public spirit)、小幡の訳に従えば「義氣」があるからである。それがトクヴィルではないが郡をして独立(independence)と權威(authority)をもたらし(一〇・一一)、尚それが連邦の公共精神(the public spirit of the Union)の要約ともいえる地域の郷土愛(the patriotic zeal of the provinces)、即ち自分達の住む地域への関心を共通の愛国心にまで高めさせ(一二)、それこそ「天稟の愛国心」は「推考の愛国心」となる契機を、あるいは福沢が論じた「国民」(一三・一四)への契機をもたらずと福沢は見ているといっても過言ではないであろう。むしろ福沢は既に『分権論』において小幡篤次郎訳の援用でもってそれについて議論していたが、改めてトクヴィルの該当箇所を読んで、思索していると思われる(一五)。即ち福沢は開国以来洋学が隆盛し、儒学が衰え、忠孝節義の思想が日に薄らいで行き、「天子」が「九重」すなわち御所を離れて以後、「天子」を神視する考えも消え去った。薩摩の戦に「錦旗に」といわないのもその証である。その意味では「世上一般徳教の衰へたるものと云ふ可し」である。人の心は事物を盲信しないで証拠を廻る議論が盛んになり、情熱は薄いが計算高く、「天下一物として衆心を集合す可きものなし」となってしまった。こうした状況で「人民に権利を付与して公利と私利と並立せしむるの路を開くにあらずんば、全国を支配するの法は唯人を威するの一策あるのみ」として、西南戦争が平定された後には政府は「必ず国権を分与せずして益々兵備を盛んにし、益々警察を厳にして威伏の策を取るや必せり」と福沢は記し、「亦止むを得ざるの路ならん」と無念の思いでノートをとっているのである(一六・一七)。さらに「真実勤王心を以て働く者は心に恥じることなし。唯愷笑す可し、叱る可らず」と「天稟の愛国心」について述べ、続いて「勤王の心もなく律義の心もなくして、一身の利のために勤王の真似をする者は、実に世の中の怪物なり」と記して(一八・一九)、「天稟の愛国心」も「推考の愛国心」も共に無く、利害に

よる愛国心への契機を、「推考の愛国心」ではなく、リーヴ英訳による「計算づくの愛国心」(calculating patriotism)を読みつつ思いをはせている(四)、(五)。このように薩摩藩は福沢にとって自治の理想型ないし、その可能性を誇っていたのである。

ただ福沢が嘆くのは「丁丑公論」で遺憾としているように、西郷が武力に訴えて中央政府に抵抗したことである。「嗚呼西郷をして少しく学問の思想を抱かしめ、社会進歩の大勢を解して其力を地方の一偏に用ひ、政權をば明に政府に帰して其行政に便利を与へ、特り地方の治權を取て之を地方の人民に分与し、深く腕力を蔵めて引て放たず、劍戟の峰を變じて議論の峰と為し、文を修め智を磨き、工を勧め業を励まし、隱然たる独立の勢力を養生して他の魁を為し、而る後に彼民選議院をも設け立憲政体をも作り、以て全日本の面目を一新するの大目的を定めしめなば、天下未曾聞の美事と称す可きなり」(⑥五四八—四九)。福沢に言わせれば武力ではなく『分権論』において論じているような「治權」を行使すべく、地方でその行政能力を示してくれらることによる抵抗を示してほしかった。薩摩藩にはその契機となる氣風があった。地方行政に対する造詣が深かったならば、西郷は維新と同様の地方分権の確立という福沢の意図する立憲政治にとつて極めて有益なことをしてくれただであらう、ということが無念の氣持ちで福沢は綴っているのである。西郷が木戸や大久保に匹敵する能力の持ち主であるだけにその無念さは想像を超えるものがあつたように思われる。

さて武士間の同権と自由自治の氣風の評価を福沢は薩摩藩に下しているのであるが、これは福沢が後に江戸期に対する評価を積極的に強調する契機にもなっているように思われる。福沢は連帯責任をとらせることよつて犯罪行為や異教徒を防止告発する側面があるとの評価がある五人組に対しても、「実に国民自治の根本」として、君主政治に適合したもので立憲政体にそのまま適合するものではないと留保しながらも、「旧制度も新制度も自治

は即ち自治なり」と評価するに至っているのである。しかも日本の封建制下の君主たる將軍も藩主も、名は専制の君位にありながら専制の実を行っていない。さらに「士族流の創造した新日本の政敵は唯絶対の君治に在るのみ」であつて、それは福沢が西郷の書簡を引用して説いているように、「廢藩置県人權平等の主義」を「維新の精神」と把握して、この精神こそが福沢にあつては「立君専制の政体」を改め「君民同治の政風」をもたらすものであつた。そうして福沢が江戸期の実情を「専制嚴酷の法律外に寛大至極の習慣法」があつて名は君主独裁政体であつても実は権力平均主義であつたと論じ、明治憲法体制を絶対君主政ではなく「君を忘れて君を知る」立憲君主政とすべき契機となる伝統を彼福沢は江戸期に求めて模索しているのである（⑥四八―五七）<sup>(32)</sup>。

むろん福沢は「治権分布の慣習なきこと日本の如き国に於ては、情実の政を施すこと板倉大岡の流に従ふより外は、如何なる政体にても、政府に人物集りて政事の行届く程、ますく国力は衰微す可し。政事行届て国の衰微するとは迷惑なる次第なり。然ば即ち態と不行届にしては如何と云ふに、若し不行届ならば各地方に幾多の專制力を生じて又難渋なる可し。されば板倉大岡の流に復古せん歟、開国以来再び行ふ可らず。此復古が出来る位なれば、徳川は滅亡せざる筈なり。結局今の処にては治権分布の慣習を養ふより外なし。此事行はざれば日本は儘に無に属す可し」（傍点福沢・⑦六八三）とトクヴィルの行政の集権の欠如が合衆国で多数の暴政を緩和しているところ（圖）を恐らく読みながらノートし、悲観的見解を有しつつも、薩摩藩を媒介として日本の治権の可能性に賭けていると思われる。

既に触れた様に現実には明治憲法体制を支える市制・町村制による中央集権的地方行政が実施されていくのであるが、そして確かにそこには「自治及分権の原則を実施せんとするに在り」であつて、「隣保團結の旧慣を存重して益之を拡張し」ではあつたであらう。しかしそれはまた「法律を以て都市及町村の権義を保護する必要を認め」

るもので、自治区は「素と国の一部分にして国の統轄の下に於て其義務を尽さざるを得ず、故に国は法律を以て其組織を定め其の負担の範囲を設け常に之を監督す可きものとす」と規定されているのであった。<sup>(33)</sup> 福沢はそのあり方に抵抗して同じく江戸期の庶民にみられた隣保制度を自治の基礎と看做しながらも、旧体制を「市民の自治を重んじて圧政ならざるの一斑を見るに足る可し」と積極的に評価し、しかもそこにあつては「政府の官吏は之に立ち会ふのみ」というものであつたのである(⑥四九)。また福沢が明治憲法に対する正統的註解書として国家学会によって刊行され、井上毅が執筆し、伊藤博文の名によって著され明治二十二(一八八九)年に刊行された『帝国憲法・皇室典範義解』を念頭においていたであろうことは、とりわけ江戸期を評価する論説とその時を同じくしていることから察しがつく。公定解釈を提供した憲法義解は明治憲法をヨーロッパの憲法を参照にしながら『日本書紀』とか『続日本紀』、あるいは『古事記』といったものからの援用註釈はあつても、鎌倉以降の作品ないし制度についての言及は、批判のそれを除けば皆無であると言つてもいいものであつた。これは王政復古が明治維新政府の正統性根拠を提供しているからして、幕府政治を否定、あるいは王政復古の大号令をみれば明らかのように、さらに撰閣政治をも否定し去るのは当然であつたろう。プロイセンの学者、あるいはスペインサーといつた当代の日本においても著名な学者たちから日本という国に欧米流の憲法政治は無理、そうでなくとも時期尚早である、との評価を例えばトルコにおける憲法政治の失敗を出しながら助言を受けて、そうではないことを立証すべく時の憲法制定者らは考え、律令制など日本における立憲思想的なものを捜し求めて註釈している分けてある。<sup>(34)</sup> しかし福沢はむしろその憲法義解では無視されている鎌倉以降、江戸時代に至る七百年の封建制、そこから日本の憲政の可能性を引き出し、その一環として五人組も評価しているのである。福沢にあつては関東御成敗式目、すなわち貞永式目の制定意図に見られるような、「物をもしらぬ夷<sup>あひす</sup>戎どもが書きあつめたることよな」と都



人に輕蔑されることを想定しながらも、「ま事にさせる本文にすぎりたる事候はねども、たゞ道理のおすところを被記候者也」として、現実離れした唐の律令を模倣した天下り立法ともいえる律令という借り物の法よりも、「道理」という生活事実から帰納された一種の自然法に照らしての法こそが式目であると、と宣言した北条泰時の立法意思<sup>35</sup>、これこそが日本における立憲思想の始まりと福沢が考えても不思議ではない。そうでなくとも福沢の胸中には泰時に共通する立憲論があるように思われる。福沢は明治新政府の有様に対して西郷の如く武ではなく文によるある種の抵抗を行っていると同時に、たとえ成文憲法でなくとも慣習法を憲法化させ、これによる立憲政治というものを日本の伝統から、しかも『古事記』や『日本書紀』ではなく、軍人勅諭がいみじくも「中世以降の如き失体」と否定し去った鎌倉以降七百年の封建制ないし武家支配の社会から引き出していると言えるであろう。

以上の議論を念頭に置いて福沢の「覚書」に見られる久保とトクヴィルの引用ないし援用を行って福沢が考察した興味深い一文を次に検討してみよう。そこには「旧薩摩の政府は固より専制なれども、其都鄙の士族が互に仲間を結ぶ趣は、全く君家の命に非ず、銘々の申合わせにて約束を定め、其の約束に背く者は互に之を許さず、或は割腹せしめあるいは打擲して、当人も之に甘ざるの風なり」とある。これは『論語道国章解』の一節の引用であるが、続いて「故に薩摩の社会を評すれば、藩政の大綱は専制なれども、藩士相互の細目は自由自治の風あり、恰も自由の精神を以て専制の君に奉じたるものなり。薩兵の強きは特に此自治自動仲間申合せの致す所なり」と福沢は書いて、さらにその上部に頭書として「トウクビルデモクラシ初卷三百二十八葉を見れば、カトリキ宗の同権を論じたり。其旨暗に本論に符号する所あり。トウクビルは先づ余が心を待たるものなり。専制の下に同権の人民ある可し。間違なき議論なり」と記す（⑦六八〇―八一）。

このノートの中心的な用語は「同権」であるが、<sup>(37)</sup>該当するトクヴィルの英訳用語は“the equality of conditions”である。ここはトクヴィルが「カトリックという宗教はデモクラシーにとって本質的に敵であるという誤った見方があるが、様々なキリスト教の教派にあつてカトリシズムは、私から見ると、その一般的な見方に反して、最も諸条件の平等に貢献しているものの一つといえる。カトリック教会から見ると、宗教社会は単に二つの要素から成っているに過ぎない。すなわち司祭と人民である。司祭は独り会衆の上位に超然としてゐる。そして人民は司祭の下で全て平等である。(中略)カトリックは絶対君主制のようである。もし主権が他に移譲されるならば、社会の全ての階級は共和制下以上に平等である」<sup>(38)</sup>。福沢の『学問のすゝめ』の訳語に従うならば「有様の等しき」であるが、福沢手沢本の此の箇所にはサイドラインが引かれてある。福沢は正に我が意を得たり、あるいは非常に共鳴して此処を読み、線を引き、そして「覚書」に記していることが察せられよう。従つてここから、福沢が久保之正『論語道国章解』とA・d・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』を読みつつ「覚書」に記し、「明治十年 丁丑公論」、それに「薩摩の友人某に与るの書」を著す一つの作業工程、ないし思考回路を見る思いが何人にあつてもするであろう。

ところで「自由の精神」ないし「自治精神」を福沢は薩摩において発見したのであるが、これは如何なる意味を有しているのだろうか。薩摩の自由、とか自治といつても、その意味するところは何であつたであろうか。福沢は薩摩の自治精神が、ニュー・イングランドの自治社会とカトリックの宗教社会を念頭に置いて、「同権」(the equality of conditions)と「民治」(democracy)に向かわせる契機を有していると思われ。むしろニュー・イングランドはカトリックではなく、英国国教会、これに反発して祖国を逃れたピューリタンが作つた国である。従つて福沢はカトリックの宗教社会は専制ではあつても平等は成立しているということが、薩

摩の格式の単純さに読み込んでいると思われる。またトクヴィルがカトリックに比してプロテスタントは人々を平等よりも独立させるのに役立つており(四)、プロテスタントによってなるニュー・イングランドの町村が独立と権威を持ち、公的精神に裏打ちされた自治体であつて、これがニュー・イングランドを活気づけている(二)との議論にサイドラインを引き、不審紙を貼付して着眼し、薩摩藩を見ているのである。

ニュー・イングランドはピューリタンの国であるから原始キリスト教に近く、その教義を生活綱領とし、しかもそれを基に法律を作る。福沢はトクヴィルが引用しているコネティカットの一九五〇年公布の法典についてサイドラインを引いて着眼する。そして「覚書」に記す。「主以外の何か別の神を礼拝する者は誰もが疑いなく死刑に処せられるであろう」との刑法前文に続いて、出エジプト記・レヴィ記・申命記からの文字通りに写した十から十二の条項があり、流神・魔術・姦淫・強姦は死刑で以て罰せられ、子の両親に対する暴行も同様で、その具休例についてもトクヴィルは註で説明し福沢はこれをも含めてサイドラインを引き(八)、そして「覚書」にまず「英人の亜米利加に移つて、法を作り社会を結ぶの趣は、全く宗教に基くものなり。就中其コネクテコットの律に、ゴッドの外に信心する者は死刑に処すとあり。西人は宗教を奉ずるにも自から殺伐なり。トクビル三十七葉(⑦六七八)。これは正に福沢が記しているように、『アメリカのデモクラシー』三七頁にある箇所の後感であつて、手沢本にはサイドラインが引かれてある(八)。刑法規定を聖書から取り入れておくことの指摘である。「ゴッドの外に信心する者は死刑に処す」はコネチカットの刑法前文に見られるものであつて、これは聖書にその出典を求めることができ、しかも「主」(the Lord)以上に「他のいかなる神」(any other God)を礼拝すると「死刑」(death)になる、ということ自体が福沢にあつては「殺伐」と映じたのである。ニュー・イングランド初期の歴史や法律の記録の文書の中でも取り分け特徴のあるものがコネティカットの法典という訳であつて、

トクヴィルはそれを紹介しているのであるが、福沢はそこに福沢自身の評価である「殺伐」、そうした法が制定されているこの世における神の国、むしろ一神教による宗教の国をみたのである。

ところで専制の下で「平等」、すなわち「同権」が可能であるということ、それを福沢はトクヴィルを読むことによって確認している訳であるが、確認といったのは既に「内は忍ぶべし外は忍ぶ可からず」で知られている無題草稿に「抑も上下同権とは人たる者の権義を同様にすると云ふことにて、其の有様を一にせんと云ふには非ず同権の趣意は民政の国にも行はれ立君の国にも行はれて共に差し支えあることなし」(19) (二二二—二三) とあるからである。これがトクヴィルの影響であるとの指摘は既に述べた如く、戦後一早く紹介されているが、この趣旨からすれば福沢が「覚書」に相当する先の箇所と符合する故、あるいはそうかもしれない。しかしながらこの草稿をよく読むと、「権義を同様にする」であって「有様を一にする」のではない。すなわち“condition”ではなく“right”の「同等」、すなわち“equality of right”を同権と言っているのであり、これは正に明治六(一八七三)年十一月に刊行した『学問のすゝめ』第二編において初編で宣言した「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」以下に見られる人間平等説が「権理通義」の平等を言うのであって、「有様」の平等を言うのではない、と誤解のないようにウエイランドの『道徳科学の基礎』を援用して福沢が説いているのと軌を一にするものなのである。<sup>39)</sup>

条件ではなく権利の平等を強調していることを考慮すれば、福沢がトクヴィルの主題とも言うべき“the equality of conditions”を同権としているにも拘らず、あるいはトクヴィルのそれがカトリック社会の例に照らせば有様ではなく、むしろ身分ないし権利の平等と読めることもあって、また執筆時期のことを併わせ考えれば、そこに小幡の影響が考えられるにせよ、やはりウエイランドや、政体論を踏まえればバートンの所謂チェーンバーズ版『政治経済学』などの影響があると思われる<sup>40)</sup> (①三九二、三九七、四一六、四一八、四二〇)。

ついでに触れると『アメリカのデモクラシー』第二巻が出版された後に、その書評を執筆したペレグリノ・ロツシがトクヴィルを批判して、デモクラシーとは諸条件の平等ではなく、むしろ諸権利の平等である、と論じており、<sup>(41)</sup>福沢が説得に努めたことをトクヴィルデモクラシー論の第二巻の書評に見出すことができるのである。さらに当代にあつても、英訳者も述べているように福沢ではないが、権利の平等は諸条件の平等を意味しないと指摘されているのである。<sup>(42)</sup>その意味では自然法思想ないし自然権思想に由来する諸権利の平等の問題とトクヴィルの言う諸条件の平等を改めて考察する必要がある。

またトクヴィルが論じている平等をもたらずカトリシズムは絶対君主制のようなものであるとの、民主制への前期的形態としての性格は、既にギゾーも十五世紀ヨーロッパの特徴として講じており、<sup>(43)</sup>その絶対主義論を援用して福沢もまたそこにサイドラインを引き「政府ト人民ト二分レタルハ千五六百年ノ代ナリ」と書き込み、『文明論之概略』で「国の形勢」が「人民」と「政府」とに二分されたとそれを援用して論じているところでもある。<sup>(44)</sup>④一四二。近代に至る生みの苦しみとしての絶対主義論である。福沢はさらにバジヨット『英国憲政論』においてもフランス皇帝論の箇所ですれに接することになる。すなわちフランス皇帝は大変な権限を有し、そのため中間層を平民として扱う。皇帝の贅沢さと力の誇示はルイ十四世の「朕は国家なり」に象徴される如く正に王が国家であつて、他は一切同一であるとの説である。<sup>(44)</sup>

日本でも絶対主義の議論として一君万民思想があつた。これは秦の始皇帝以来の中華帝国のいわば制度として確立されたものでもあつたけれども、思想的には『礼記』の「天に二日なし土に二王なし」（曾子問）や『孟子』の「天に二日無く、地に二王無し」という類の天人相関思想が日本に導入されたものと思われる。確かに大化の改新で公地公民が宣言され、「天に双つの日無し。国に二つの王無し。是の故に天下を兼ね併せて万民を使

ひたまふべきところは、唯天皇ならくのみ」が大化二年三月にあり、また「天の下同じくして、かつて彼といひ此といふこと無し」が大化三年四月の詔にある。<sup>(16)</sup>これらには有力豪族を押さえ込む意図を持った一君万民思想といえるものであろう。<sup>(16)</sup>ギゾーにしろ、バジヨットにしろ、あるいはトクヴィルにしろ、史的分析用語としては絶対君主制の理論ないし絶対主義論であるけれども、一君万民論でもあるのである。従ってホッブズの『リヴァイアサン』ではないけれども一君を除けばそこに共和制の様相を呈することになる。<sup>(17)</sup>「一君」という頭の代わりに国民の代表からなる「議会」ないし人民の一般意思を具現した「議会」という機関を据えれば、君主主権から国民主権ないし人民主権になるといふ訳である。

ところで小幡篤次郎は“public spirit”を「義気」と訳しているのであるが、福沢は「丁丑公論」で「義を捨つるの王臣たらんよりは寧ろ恩を忘れざるの遺臣となりて餓死するの愉快に若かずとて、東海俄かに無数の伯夷叔斉<sup>はくいじゆくせい</sup>を出現したるは、流石に我日本国の義気にして、彼の漢土殷周の比にあらざるものゝ如し」(⑥五四〇)と使用し、さらにその瘦せ我慢を伴う縦軸の「義気」が横軸のそれとなつて結実しているのが薩摩藩に見られる「自由自治の風」であると読み込んでいふように思われる。また社会契約、即ち“social contract”についていえば、福沢はこれを薩摩藩に見い出して「都鄙の士族が互いに仲間を結ぶ」、あるいは「銘々の申し合わせにて約束を定め」と「覚書」に記したのであろう。つまり薩摩藩を評価する一つの基準としてトクヴィルがニュー・イングランドにおいて理論ではなくて実体として確認している社会契約に近い気風が薩摩藩に見られ、それが薩摩武士の強さにも現れており、『学問のすゝめ』において論じた「一身独立して一国独立する」(③四三)の日本国における可能性をトクヴィルを媒介として薩摩において発見していると看做すこともできる訳である。ただし「仲間の約束」は既にみたように「自分かせぎ」のエートスを持った薩摩武士の特徴であつて、これは「一身の独立」がもたら

すと思われるからである。

もちろん福沢は薩摩の藩士レベルのみならず『論語道国章解』を紐解くことによって、福沢は引用していないけれども、藩主島津家にも約束重視の気風があったことを認識していると考えられる。久保は関が原の合戦で何故に島津は徳川方に付かなかったのか、との質問に対して島津の「秀吉への契約又難被黙止」という契約重視に合ったと論じているのである。豊臣秀吉との契約の約束があったから徳川方に付かなかった。藩主レベルでの契約観重視とともに薩摩藩ではさらに一般民衆にあっても「義を好むこと普く」であったと、久保は記す。従って福沢は引用参照していないにしろ、薩摩藩では藩主から庶民に至るまで義を好んでいて、何らかの意味において“public”なものに対する主体的関与が薩摩の国には広く行渡っている、“public spirit”は薩摩藩では身分の上下に拘らず浸透している、これらのことを福沢は久保を通して認識していたように思われる。

次に薩摩藩の「自治自動仲間申合せ」という極めて興味深い主題であるが、これにはトクヴィルの“covenant and combine ourselves together into a civil body politic”の一節が福沢の念頭にあったのではないかと思われる。約束をして共に政治社会を結成するという、ニューイングランドの社会契約による成立事情の叙述の箇所である。われわれ自身が一緒になってこの世における政治体を同盟契約によって作るということである。これはN・モートンの『ニューイングランド・メモリアル』という一八二六年にアメリカはボストンにおいて刊行された本が古典であり、トクヴィルが参照に供しているその節の箇所の福沢手沢本には不審紙貼付の痕跡が確認される（七）。むしろ「仲間の申合せ」という考え方自体は既に指摘されているように、『文明論之概略』にもあり、この時点において既に福沢の胸中にはあったと思われる。むしろトクヴィルを読むことによって改めてその意義を認識したのであろう。

福沢はしかしながら薩摩藩の状況分析を綴る以前に、自治的ないし同盟契約的政治文化の意義について言及している。政府の秘密主義について「今の役人に限らず、日本政府に固有のものなれば、人民自治の氣象を生ずるまでは政治上に望みなし」と記し、そうであるが故に筆を止めて世の中の動向について議論をすることの無いように、とは子供の「一乾坤」であると、明治十年三月二十五日午前に記して「老後の備考」としているが(⑦六七四)、この時までには福沢は既に『分権論』を執筆していることもあって、人民が自治能力を高めることが報道の自由をもたらし、政治にとって有益となるとのトクヴィルから引き出される命題を看取することができる。福沢はトクヴィル読書中にこの点について、報道の自由さえあれば自由に議論を尽くすことが出来、薩摩の乱も「余輩一本の筆を以て幾万の兵を未発に防ぐ可き筈なりき」と述べ、「俗吏の為す禍も随分大なるものなり」(⑦六八〇)と、トクヴィルを読みながらサイドラインを引き「君側ノ奸ヲ除クノ拙ナル以テ知ル可シ」と書き込み、メモを貼付しながら記しているのである(⑧)。

ところで立憲政治の問題に即して考えるならば、仮に中央に議會を開いたとしても、その議會がまずあって、それから地方自治、あるいは地方議會があるというのは順序が逆である。地方議會がまずあって初めて中央における議會政治もうまく運営されると福沢は判断しているのである。これは既に論じた如く『アメリカのデモクラシー』の一つの主題であり、アメリカが他のヨーロッパ諸国と相違しているのは、まず地方の共同体があって、それから郡、州、連邦があるのであって、ヨーロッパ大陸諸国のように最初に中央権力があって、それが地方の隅々まで波及するのは違う、とのトクヴィルの一説に着眼していることから分かるように(⑨)、この点を福沢は念頭において論じているのである。しかもそれは困難を伴うものではない。地方自治を考えた場合、道路の修繕工事の協力の如き町村の「自治精神」でも良いのである、との明治十年三月刊行の『家庭叢談』に寄せた福沢



の論文からもそれはいえるのである。

それからトクヴィルが描いている有名な政治制度としての陪審制の問題がある。これについては建白書ではあるが予想される西郷隆盛の処分をめぐる裁判に対する福沢の陪審適用例が参考となる。トクヴィルは陪審制を高く評価するが、それは取り分け刑事ではなく民事においてである。民事陪審は人が持っている利己主義という錆を落とすことができるからである。これには福沢も着眼して不審紙を貼付した痕跡を福沢手沢本に見ることが出来る<sup>(四)</sup>。むしろ陪審制を政治制度としてみるならば、これは人民主権ないし国民主権の一環であつてトクヴィルは正にそういう視点からも陪審制を高く評価するのである。ミルもイギリスにおけるその伝統を見出して、それが公共精神を培うと主張する<sup>(四)</sup>。陪審は政治に無縁な人民にも主権者としての自覚を促すからである。

そうした機能があるにも拘らず陪審制で問題なのは法律専門家と議論することからくる専門家の意見に従はざるを得ないという点である。福沢も「ローヤルハ自ズカラ貴族ノ風アリ」とメモした和紙を『アメリカのデモクラシー』の該当箇所サイドラインを引きながら貼付しているのは其の点についての留意であろう<sup>(四)</sup>。これを受けて福沢は「法学者は随分政府の器械と為る可きものなり。此輩は常に人民を軽蔑して且事物の秩序を重んずる者なれば、妄政アルビタリをば恐れども暴政タイランニは頓着せぬものなり」<sup>(七)</sup>六八三」と「覚書」に記しているのも頷けるといふものである。法曹は出自は庶民であるけれども精神は貴族であり、しかもそれは政府の僕として働くが故にその能力的見地からして庶民を見下し、秩序を維持せんがために法の支配に拠らない専断的政治<sup>(八)</sup>「妄政」(arbitrary)をこそ恐れるが、法の支配による僭主政治<sup>(九)</sup>「暴政」(tyranny)については無頓着なのである。法曹の保守性と民衆蔑視によって、陪審裁判を法曹の意のままに誘導するという訳である。福沢はそういう認識を持った故か、陪審制を全面的に容認しなかった。あるいは後に見るようにその適用を法曹に対抗し得

る名望家層に限定する。

トクヴィルは従ってミルと同じく陪審制を全面的に高く評価している訳ではない<sup>(50)</sup>。然しながら一般人民、政治に無縁な素人が自治能力をも含めた政治的英知を培う一つの手段として陪審制は意味をもつ。福沢はトクヴィルの陪審制論を読み、その意味でも不審紙を貼付し着眼している訳である<sup>(四)</sup>。そうして西郷隆盛の処分を巡ってそれを適用しようと試みる。福沢自身はもちろん既に『西洋事情』において陪審制を紹介しており、制度としての陪審を早くから認識していたのであるが、トクヴィルデモクラシー論を読むことによってそのプラス、マイナスの両面を看取ったと思われる。そして西郷の乱である。

福沢は正にトクヴィル読書中に想定される西郷処分の裁判において陪審を適用せんとする。そうしてその陪審員は名望家層であった。トクヴィルの陪審論の箇所を読むと、英国にあっては陪審員は元来が名望家によって構成されていた<sup>(51)</sup>、という叙述があり、福沢は恐らくそれを慮って、あるいは日本にあっては未だネーション無しであるとの時代認識<sup>(三)</sup>五二、<sup>(四)</sup>一五四)をも踏まえてか、正にトクヴィル『アメリカのデモクラシー』第一巻を読み終えんとする明治十年七月二十四日に陪審員には単なる人民よりもむしろ名望家層を充てることを提案したのであった<sup>(20)</sup>一七三)。これはしかし中津士族の名義を以て京都の行在所に捧呈せしめたものであり、福沢の名で以て建白しているものではない。その後の福沢の論を見ても、管見によれば陪審論は登場していないことから、トクヴィルの議論を恐らくは踏まえて、福沢は現実の制度として陪審を広めようとはしなかったと思われる。

さて福沢は西南戦争の最中にトクヴィルを読んでいるのであったが、既にみた『学者安心論』や『分権論』において小さな政府論を提示していた。しかし福沢は改めてその点について再考する。先に福沢は西南戦争を目的の当たりにしながら、それを「在役の士族と非役の士族との喧嘩」とみていたと記したが、それは福沢がトクヴィ

ルのアメリカの大統領制とヨーロッパの立憲君主制との比較についての叙述を参照にしての覚書であった。即ちアメリカでは大統領の交代とともに官僚は交代するが、それでも革命の要因にそれがなることはなかった。その理由は民間にあつて有力な職を得ることが可能だったからである。官僚がその身分を失うことによつてその生活の快適さを失うことはあつてもその手段を奪われることはないのがアメリカである。ところが選挙制度による立憲君主政体にあつては執行権の主だった代表者は代わらないけれども、その末梢的部分に変化が起こる。即ちヨーロッパでは行政府の小吏は大臣の成り行き次第であることが不平の原因となつており、そこに革新の精神は限度を超えて変革を促すが、だからといつてアメリカのように四年ごとに行われる選挙制度を設ければある種の革命の原因となる。福沢はここにサイドラインを引き、そして「衣食足りテ免職モ苦シカラズ」と書き込み、そして恐らく次の内容を持ったメモを記した和紙を貼付し（三）・（20）、「覚書」に改めて記したと思われる。即ち「明治維新の後に時々騒乱あるは、唯在役の士族と非役な士族との喧嘩のみ。此不和を防ぐに直に代議制の元素を用ひんとするは大なる誤なり。立憲政体と為し代議員を集めんとするには、先づ政府の領分を狭くし官吏の權威も給料も大に減じて、政府は人民の羨む可き目的とするに足らざる程のものに取縮めて、然る後に立憲代議の沙汰に及ぶべし。今の有様にて幾度戦争するも徒勞徒費のみ。政府の権を取縮めるには先づ御の字などを止る方近き手掛りならん。御願、御払下げ、奉願、恐入、御説諭等の語氣、又裁判所坏もて小役人の驕傲なること、殊に地方の俗吏が徒に人を憤らしむること、枚挙に遑あらず」と記し、頭書に「此考はトクヴィル百三十三葉にあり如何にも符号するが如し」と記したのである（⑦六七八―七九）。要するに全て政府に関係するものは非常に価値あるものと看做され、しかも財を成すことができる、と思つているのが良くないという訳である。これは士族の目的を中央政府から解き放つ一処方箋であつたろう。

次いで福沢は「仏蘭西の官員十三万八千……」とあるが、これも不審紙貼付の痕跡が認められるところであつて(三)、行政権がフランスよりもアメリカの方が弱い原因を法によるよりも環境によるとして、フランス行政部の実態をメモしたのである。アメリカの官僚がフランスに比して重要視されていないことを、官僚の数によつて福沢は確認しているのである。

それから「地方に良民のみあるも全国の力を増すに足らず」(⑦六七八)。「良民」は恐らく此の場合 *citizen* の訳と思われるが、ただ「良民とは所謂結構人のことなり。亞米利加の盛なるは結構人の多きが為に非ず、甲斐くしき活物の多きが為なり」(同上)と記している。「甲斐くしき活物」は恐らくはトクヴィルを讀んで記していることを考えれば、プロテスタントに由来する独立精神と自由の精神を併せ持ち、尚、公的精神に富んでいる人間、あるいは商業的情熱を持った人間、ないし「不徳モ亦社会ニ益ヲ為ス」と書き込んで着眼している、賞賛に値する貪欲さを持った人間をさすと思われる(二)・(五)・(四)・(三)。アメリカではそういった人間が頑張っており、それがアメリカを豊かにして活気づけている、という訳である。もちろんトクヴィルは植民地の有様についても論ずる。ただ単なる野心家、ないし冒険家、あるいはヨーロッパにおける大土地所有者がそのまま、またアメリカに渡つて大土地所有者になる例もトクヴィルは挙げてはいるけれども、ニュー・イングランドではそうではなく、正にイングランドの中産階級の移民による建国であつて、教養もあり宗教心に富み、家族単位で移住していることを強調するのであつた。それが他の殖民地との違いである。このことをも福沢は学んでいると思われ、ニュー・イングランド的な有様というものを特に念頭に置いていたと考えられる。ちなみに福沢が讀んだと思われる J・S・ミル『論說論考集』第一巻に収録されているトクヴィル『アメリカのデモクラシー』第一巻の書評のニュー・イングランドの公的精神の叙述の箇所には青の不審紙が貼付されている。<sup>(22)</sup>

また「覚書」にあるトクヴィルノートとして最後に記した「モンテスキューの考え」は、「権力無限の風習……」という問題についてモンテスキューが『ローマ人盛衰原因論』にある見解をトクヴィルが引用したものである。それを福沢が着眼し(㉮)・(㉯) ノートしたのであって、「民撰議院の政体」とあるのは「共和政体」のことを指し、これを何らかの理由で君主が引き継げば、選挙によって選出された為政者の権限の下で安心できたものが絶対化し、暴政への道の可能性が開かれると、読めるところである。

福沢はトクヴィルがフランス革命によってもたらされた主張する自由と専制のうち、維新革命が自由ではなくて専制をもたらしているのではないか、そうでなくともその契機があるのではないか、との思いを『西洋事情』執筆時から強くしていたが(①二八九・五八一)、それは『アメリカのデモクラシー』福沢手沢本のトクヴィルのそうした見解について議論している箇所へのサイドラインの痕跡(㉶) においても明らかである。そしてこれに刺激されて、「戦争に敗すれば国亡び、勝てば唯政府の暴を増すのみ。薩摩の戦争勝てば政府は益専制ならざるを得ず」(⑦六八〇)とノートする所以である。西南戦争に新政府が勝利すれば新政府は益々「専制ならざるを得ず」とトクヴィルを一つの媒介として福沢が認識していることが分かると同時に、「覚書」にノートをとった福沢が「明治十年 丁丑公論」を西南戦争の首謀者である西郷が自刃した一八七七年九月二十四日直後の数日を費やして執筆し、一ヶ月後の十月二十四日に其の緒言を起草したことが理解できるのである。しかもその思考過程が手に取るように分かるであろう。

## 六 おわりに―その後の『アメリカのデモクラシー』―

福沢は西南戦争中にトクヴィル『アメリカのデモクラシー』第一巻及び第二巻の一部を精読したのであったが、

それでは以後、福沢の作品にそれはどのような影響を及ぼしているのでしょうか。あるいは何故、福沢は第二巻の精読を果たさなかったのでしょうか。福沢はその一年後の明治十一年、すなわち一八七八年に『通俗民権論』、『通俗国権論』を著し、さらに『文明論之概略』の講義をしながら、両著の二編を執筆公表し、東京学士会院の初代会長（二年で辞任）や東京府議会副議長（一週間を満たずして辞任）に選出さらながらも『国会論』や『民情一新』を出版する。

『通俗民権論』は『分権論』の如く「政権」と「治権」についての議論を再説しているのであり、「地方の民会」の重要性を説くものであった。すなわちトクヴィル問題を活かして、まず「民会」があつて中央政治を行うべきであるというのがその主題である（④五七九―八〇）。『通俗国権論』では「約束」の機能を非常に重視し、さらに「習慣風俗」と法律との関係に触れて、トクヴィルがニュー・イングランドにおける習慣の法以上に住民の規範意識に影響を及ぼしているとの視点が活きていると思われる。薩摩における「気風の約束」あるいは「士族一般の公議輿論」の法律に対する重要性を指摘している野村宛書や「覚書」の議論のより一般化した議論の展開である（④六一四―二八）。それから「天稟の愛国心」と「推考の愛国心」の問題がある。『通俗国権論』では文明論において使用したスペンサーないしブラックストーンに由来すると思われる「報国心」という用語になつて説かれている（④六三九―四三）。恐らく福沢は文明論の講義もあつて、そこで用いた語を再利用したのである。それには「天稟の愛国心」の復活は考えられなく、だからといって「推考の愛国心」に至るには時期尚早とトクヴィルがフランス革命後に分析したのと同様な考えが福沢の胸中を支配した、と考えられる。より一般的な偏頗心に立脚すると考えられた「報国心」を利用する所以である。『通俗国権論二編』もやはり「民会」と「国会」という二つの議会政治に対する疑問と提言であるが、底流にあるのはやはり「民会」がより重要であつて、

下から上へ、あるいは地方から中央へと方向性をもった議会政治の提言であり、トクヴィルの視点が活かされていると思われる。

さらに明治十年十一月には「自治の精神」の育成を強調し（①九六三七）、翌年五月には「公共の政」の重要性を訴えている。これは大久保利通の暗殺問題に起因しているのであるが、大久保暗殺の要因は政府の「過重の権威」にあり、それが「独裁の政」をする。多数者の専制が、すなわち少数者の意見の抹殺がテロを生むのである（①九六五六）。福沢は多数者支配の弊害をトクヴィルやミルから学んでいたのである。多数者による「独裁の政」は危険を伴うのである。そうしてこれを是正するには抵抗の精神が不可欠であるとす。福沢が西郷に見たのは、「専制の精神」（大久保）に対する「抵抗の精神」（西郷）であって、基本的には自治論ではあるが、それは「丁丑公論」の一つの主題になっていると思われる。緒言冒頭に曰く「およそ人として我が思うところを施行せんと欲せざる者なし。すなわち専制の精神なり。故に専制は今の人類の性と云うも可なり。人にして然り。政府にして然べからず。今これを防ぐの術はただこれに抵抗するの一法あるのみ。世界に専制の行わるる間は、これに対する抵抗の精神を要す。その趣は天地の間に火のあらん限りは水の入用なるが如し」（⑥五三二）。トクヴィルとの関連で言うならば貴族的榮譽の行使の問題でもある。貴族というものは独力で抵抗するからである。トクヴィル自身、名門貴族出身であるが、絶対君主制に移行すると中間団体的位置にある貴族は民衆の一員となるか、絶対君主に仕える文武官になるか、何れかに分かれることを余儀なくされる。従ってそれを避けるべく貴族は中間団体として王に抵抗するのである。日本の場合は四民平等になつたけれども、ヨーロッパでいう封建領主たる貴族に相当する大名は果たして抵抗したのであるか。確かに戊辰戦争に見られる抵抗戦争はあった。しかし徳川将軍

家の血が流れなかったことから無血革命と明治維新を把握できるとしても、殆どの大名は「藩知事家祿の制」によつて華族としての身分保障が功を奏したのか、抵抗らしき抵抗をしていない。それが知力の差から来る問題であるとしても(④二五四)、福沢がトクヴィルを読み、不審紙を貼付して着眼し(⑤)、さらに「覚書」で抵抗と暗殺の相違について考察し、「知力逞しき活発なる男子にして始めて能す可し」と暗殺の抵抗に比して容易なることを記し、さらに日本の華族が堪忍の心がないと嘆いて記しているのも(⑦六八五)、トクヴィルが描いているような貴族的榮譽、これに基づく抵抗の精神というものを念頭においてのことであつたであろう。むしろ華族ではない西郷にこそ福沢はそのエートスを見ているように思われる。

それからトクヴィルが描いたニュー・イングランドにおける、あるいは薩摩武士間に見られた社会契約ないし「仲間の約束」という問題の展開であるが、これは『西洋事情』などで学んだ社会契約の有する意味の再認識を福沢にもたらしたように思われる。時代は下つて明治二十四年十月二十八日、濃尾大地震が勃発する。そのとき『時事新報』において福沢は社説として社会契約に則つた政府の存在理由を明らかにし、罹災者に対する援助の必要の緊急性を訴える傑出した文章を寄稿している(⑬二二五―二六)。大津事件の半年後に起きた濃尾大地震は死者七二〇〇名に及ぶ大災害をもたらしたが、福沢は始まったばかりの帝国議会の衆議院議員や政府の地震に対する対処のあり方を社会契約を援用して批判するのである。しかしこの時期の政治の動向は第一議會における民力休養と軍事予算削減をめぐる論争、あるいは品川弥次郎内務大臣の大選挙干渉という事件の歴史は残されていても、濃尾大地震のそれは福沢の傑出した社説とともに、歴史上、忘却の彼方に追いやられている。

福沢はトクヴィルを読み、それを様々な論説や著作に援用したが、本稿を終えるにあつて、スマイルズのトクヴィル評価ではないけれども、『アメリカのデモクラシー』第二巻第二章にある文章で福沢も不審紙を貼付して



着眼し(註)、恐らくは同意していると思われる一文を挙げておきたい。

「いかなる偉大な学者においても他人の信念の上に多くのものを積み重ねているのであり、また己が論ずる以上の多くの真理を受け入れているのである」。

- (1) 明治六(一八七三)年十一月、小幡は「合衆国における出版の自由」を「上木自由論」と題して刊行、次いで明治九年に『家庭叢談』第二十三、二十九、三十四号に第一巻第五章「連邦政府の状態の前に各州の状態を充分吟味する必要性」の一篇「合衆国における地方行政制度の政治的影響」、第十四章「アメリカ社会が民主政から引き出している真の利益は何か」の第二節「合衆国における権利の観念」を訳出掲載している。
- (2) Mill, John Stuart, "On Liberty" in *Collected Works of John Stuart Mill*, Volume XVIII, Edited by J. M. Robson, Toronto: University of Toronto Press, 1977, pp. 218-19'. J. S. ミル著、塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫、一九七一年、二二—四頁参照。
- (3) 明治文化研究会編『明治文化全集』第二巻「自由民権篇」、日本評論社、一九六七年、所収、二二九頁。
- (4) 富田正文「後記」(⑦七一五—一六)参照。
- (5) Tocqueville, *Democracy in America*, Translated by Henry Reeve, with an Original Preface and Notes by John C. Spencer, New Jersey: The Law Book Exchange, 2003, p. 102'. 松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一巻(上)岩波文庫、二〇〇六年、一九七—九八頁。
- (6) Tocqueville, *Ibid.*, p. 193'. 松本訳(下)、七四頁。
- (7) Tocqueville, *Ibid.*, p. 194'. 松本同上、七五頁。
- (8) Tocqueville, *Ibid.*, p. 196'. 松本同上訳、七九頁。
- (9) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, I, Tübingen: verlay von J. C. B. Mohr, 1947, S. 204'. マックス・ウェーバー著・梶山力訳・安藤英治編『プロテスタントイザムの倫理と資本主義の《精神》』未来社、一九九四年、三五七頁参照。
- (10) 拙稿「福沢論吉とA・d・トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』序説」(福沢論吉協会『福沢論吉年鑑』6、一九七

- 九年）八四—八六頁。
- (11) Stedentop, Larry, *Toqueville*, Oxford: Oxford University Press, 1994, p. 8
- (12) 拙稿「福澤論吉における国民（ネーション）の構想」（鷺見誠一・蔭山宏編『近代国家の再検討』、慶應義塾大学出版会、一九九八年所収）二九〇—九八頁参照。
- (13) この点に関しては不十分ながら拙稿「福沢論吉とF・P・G・ギゾー、そしてJ・S・ミル——「独一人の気象」考——」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第七十巻第二号、一九九七年）参照。
- (14) Toqueville, Alexis de, *Democracy in America*, Volume Two, Everyman's Edition, 1994, p. 47. 井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治』（下）講談社学術文庫、1987年、九七頁。
- (15) 中村敬太郎訳「自由之理」（明治文化研究会編『明治文化全集 自由民権篇』日本評論社、一九六七年所収）五六頁参照。
- (16) アレクシス・ド・トクヴィル著、小山勉訳『旧体制と革命』ちくま学芸文庫、一九九八、二一六頁参照。
- (17) Gibbon, E. *The Decline and Fall of the Roman Empire*, Vol. I, Edited by David Womersley, London: Penguin Books, 1994, p. 83. 中野好夫訳『ローマ帝国衰亡史』（ちくま学芸文庫）一一〇—一一頁参照。尚 Burrow, J., *That Noble Science of Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1983, p. 204
- (18) モンテスキュー著、田中治男・栗田伸子訳『ローマ人盛衰原因論』岩波文庫、一九八九年、一〇三頁。
- (19) 福沢百助『呆育堂詩稿』（慶應義塾福沢研究センター、所収。本詩集は佐藤一郎訳注・『福翁自伝』を読む会補注「福沢百助著『呆育堂詩稿』」（一）～（四）〔史学〕第五十巻記年号、五十一巻一・二号、五十二巻一・二号、五十三巻一・二・三号）において見る事ができる。尚、拙稿「福沢論吉における政治原理の構造と展開」（六）、『甲南法学』第三十二巻、第一・二号、五六—五七頁参照。
- (20) 「士は独立自信を貴ぶ。熱に依り炎に附くの念起さすべからず」（佐藤一斎・川上正光全訳注『言志四録』講談社学術文庫、一九七八年、一五三頁参照。
- (21) Bagehot, 'The English Constitution' in *The Collected Works of Walter Bagehot* Edited by Norman St John-Stevens, Vol. V, London: The Economist, 1974, p. 34-95. 小松春雄訳「イギリス憲政論」（辻清明編『世界の名著60 バジレット・ラスキ・マッキーヴァー』中央公論社、一九七〇年）二九八頁参照。

- (22) Harrison, Brian, *The Transformation of British Politics 1860-1995*, Oxford: Oxford University Press, 1996, pp. 39-48 参照。
- (23) 拙稿「福沢諭吉におけるW・バジレット問題」（松村昌家他編『ヴィクトリア朝英国と東アジア』思文閣出版、二〇〇六年、所収）二〇九—三三頁参照。
- (24) トクヴィルが特に森有礼を通じて明六社知識人へ与えた影響については松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』岩波書店、一九九三年、三一二頁参照。
- (25) 筆者が参照にしたのは東京大学史料編纂所所蔵、島津家文書にあるものであるが、頁数は記されていないので、以下の参照引用については頁数を記さない。尚、東京大学史料編纂所には此の場を借りて厚くお礼申し上げたい。
- (26) 薩摩の友人某が市来吉之助、後の野村政明であることについては、田中明子「サー・エドワーズ・リードの来日と慶応義塾訪問—市来七之助（野村政明）と福沢諭吉—」（『福沢手帖』第99号）、また野村政明については出原政雄「鹿児島県における自由民権運動—鹿児島新聞」と元吉秀三郎—」（『志学館法学』第四号）参照。
- (27) 司馬遼太郎『この国のかたち』、文芸春秋、一九九〇年、三八—四一頁参照。
- (28) 徂徠の武士土着論については例えば「徂徠先生答問書下」（島田虔次編『荻生徂徠全集』第一卷「学問論集」みすず書房、一九七三年所収）四六六頁及び「政談」（『日本思想大系36荻生徂徠』岩波書店、一九七三年）二七三頁参照。
- (29) 『亀井南冥・昭陽全集』第一卷、葦書房、一九七八年、四七五—七六頁参照。
- (30) 池田俊彦『島津斉彬公伝』中公文庫、一九九四年、三三四—三五頁参照。
- (31) Toqueville, *op.cit.*, p. 21. 松本訳（上）六四頁参照。
- (32) 福沢における自治論の契機を江戸期に求めたものとして石川一三男『日本的自治の探求』名古屋大学出版会、一九九五年、一一—二四頁参照。
- (33) 大久保利謙、児玉幸多、箭内健次、井上光貞編『史料による日本の歩み 近代編』吉川弘文館、一九五一年、八八—八九頁参照。
- (34) 瀧井一博『文明史のなかの明治憲法—この国のかたちと西洋経験—』講談社選書メチエ、二〇〇三年、一九三頁参照。
- (35) 『日本思想体系21 中世政治社会思想 上』岩波書店、一九七二年、三九—四一頁、『丸山眞男講義録 第五冊 日本政治思想史1965』東京大学出版会、一九九九年、一一八—二七頁参照。

- (36) 片山精一編『資料・教育勅語―渙発時および関連諸資料―』高陵社書店、一九七四年、二五頁参照。
- (37) 『福沢諭吉全集』及び岩波版新田『福沢諭吉選集』には「国権」となっているが、これは誤植である。尚、松沢前掲書三四二頁では「福沢お手稿の読み誤り」としている。
- (38) 昆野和七「解説」『学問のすゝめ』岩崎書店、一九五〇年、一四一頁。
- (39) Wayland, Francis, *The Elements of Moral Science*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 1963, p. 174
- (40) Chambers's Educational Course, *Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, London and Edinburgh: William and Robert Chambers, 1873, pp. 3-4, 21-22, 23-25, 28
- (41) A・ジャルダン『トクヴィル伝』大津真作訳、晶文社、一九九四年、三〇二頁参照。
- (42) Reeve, Henry, "Preface to this Edition" in *Democracy in America* by Alexis de Tocqueville, Translated by Henry Reeve, C. B., New Edition, vol. 1, London: Longmans, Green, 1889, p. vii 参照。
- (43) Guizot, *op.cit.*, p. 230<sup>c</sup> 安土訳二〇〇頁参照。
- (44) Bagehot, *op.cit.*, p. 238<sup>c</sup> 小松訳一〇六頁参照。尚、これは日本の様々な歴史認識に影響を与えており、明治維新過程をどのように把握するかについての論争、すなわちそれが絶対主義への道であったか否かとの講座派と労働派との論争、これに關してのマルクス主義の歴史発展論の一過程といった視点は、しかし福沢がそうであったように、マルクスを読まなくても、ギゾーなど自由主義者といわれた歴史家のものを読めば、理解可能であり、またマルクスその人も、その階級史観などはギゾーの文明史に由来しているとも言えるのである。
- (45) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀(四)』岩波文庫、一九九五年、二七四―七六、二九〇頁。
- (46) 『丸山眞男講義録 第七冊』東京大学出版会、一九九八年、九一頁参照。
- (47) Hobbes, Thomas, *Leviathan*, Pelican Classics, Harmondsworth: Penguin Books, 1968, pp. 223-228<sup>c</sup> ホブンス著、水田洋訳『リヴァイアサン』2、岩波文庫、一九九二年、二七―三五頁参照。
- (48) 松沢前掲書、三四―四二頁参照。
- (49) Mill, J. S., "Considerations on Representative Government" in *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. XIX, Edited by J. M. Robson, Toronto: University of Toronto Press, 1977, pp. 411, 436<sup>c</sup> 水田洋訳『代議制統治論』岩波文庫、一九九七年、九四

- 一四五頁参照。尚、福澤の陪審論については拙稿「福澤論吉の西洋法認識」（安西敏三・岩谷十郎・森征一編著『福澤論吉の法思想』慶應義塾大学出版会、二〇〇二年所収）三四―四四頁参照。
- (50) Mill, "On Liberty" in *op.cit.*, p. 271. 塩尻・木村前掲訳『自由論』一三九頁参照。
- (51) "Toqueville, *op.cit.*, p. 264." 松本訳（下）一八五頁参照。
- (52) Mill, "De Toqueville on Democracy in America[]" in *op.cit.*, p. 61. 山下重一訳「トクヴィル氏のアメリカ民主主義論Ⅰ（一八三五年）」（杉原四郎・山下重一編『J・S・ミル初期著作集（三）』御茶ノ水書房、一九八〇年）一三三頁。
- (53) 福澤は『英国議事院談』の「例言」において、ビールが引用しているブラックストーンの英国憲政論では、"a degree of patriotism" (Beale, Dorothea, *The Student's Text-Book of English and General History*, London: Bell, 1858, p. 149) を「報国の心」と訳している（②四九二）。